

山形市建設工事週休2日確保工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形市まちづくり政策部住宅政策課が発注する建設工事（営繕工事は除く。）の工事現場において、週休2日確保する工事（以下「週休2日確保工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日
対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間
工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間（年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ週休2日の確保の対象外としている内容に該当する工事に係る期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等を除く。）をいう。
- (3) 4週8休以上
対象期間における現場閉所をした日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含むものとする。
- (4) 現場閉所
巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 発注者指定型
発注者が週休2日の確保に取り組むことを指定する発注形式をいう。
- (6) 受注者希望型
受注者が週休2日の確保に取り組むことを選択する発注形式をいう。

(対象工事及び発注形式)

第3条 週休2日確保工事の対象となる工事は、山形市まちづくり政策部住宅政策課が発注する全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、週休2日確保工事の対象としない。

- (1) 緊急を要する工事
 - (2) 対象期間の合計日数が30日未満の工事
- 2 発注者は、週休2日確保工事を発注するに当たっては発注者指定型で発注することを原則とする。ただし、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望型で発注することができる。

(取扱い等)

第4条 発注者は、入札公告又は指名通知及び特記仕様書に当該工事が週休2日確保工事である旨及びその発注形式を記載する。

- 2 受注者は、週休2日確保工事を実施するときは、あらかじめ工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとし、週休2日確保する工程表を作成の上発注者と協議するものとする。
- 3 受注者は、週休2日の確保を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款2.2条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
- 4 受注者は、やむを得ない理由で休日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発

注者に届け出るものとする。

- 5 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿により週休2日の確保の状況を発注者と協議するものとする。
- 6 受注者は、前項の協議に当たっては、次に掲げる書類を発注者に提示しなければならない。
 - (1) 振替休日が反映された工程表
 - (2) 工事現場の労働者の勤務の状況が分かる出勤簿等の書類
- 7 受注者は、受注者希望型による工事を受注したときは、契約締結後、施工計画書提出前に週休2日確保工事を実施するか否かについて協議を行うものとする。この場合において、協議の結果、週休2日確保工事を実施しないこととしてもペナルティは科さない。

(その他)

第5条 工事費の積算については、別紙1に基づいて行うものとする。

2 工事成績評定については、別紙2に基づくものとする。

3 週休2日確保工事における工期の考え方は、別紙3に基づくものとする。

(アンケートの実施)

第6条 受注者は、週休2日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。

(山形市建設工事週休2日確保モデル工事試行要領の廃止)

2 山形市建設工事週休2日確保モデル工事試行要領(平成31年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際現に前項の規定による廃止前の山形市建設工事週休2日確保モデル工事試行要領の規定により実施している週休2日確保モデル工事の実施上の取扱いについては、なお従前の例による。

山形市建設工事週休 2 日確保工事における工事費の積算について

1 積算方法等

現場の閉所状況に応じて、各経費を補正するものとする。

(1) 現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

① 4 週 8 休以上

現場閉所率が 28.5% (8 日/28 日) 以上の場合

② 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満

現場閉所率が 25% (7 日/28 日) 以上 28.5% 未満の場合

③ 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満

現場閉所率が 21.4% (6 日/28 日) 以上 25% 未満の場合

(2) 補正方法

積算方法毎に対象期間中の現場閉所状況に応じて次のとおり補正を行う。

① 積上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

経費名	補正係数		
	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

② 市場単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数		
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
ガス圧接工		1.04	1.02	1.01
インターロッキング工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付法枠工		1.03	1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	1.01
道路植栽工	植栽	1.05	1.03	1.01
	剪定	1.05	1.03	1.01
公園植栽工		1.05	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.00

③ 土木工事標準単価方式

物価資料に掲載する補正後の単価を基に積算するものとする。

2 当初（発注）時の積算

(1) 発注者指定型

4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算する。

(2) 受注者希望型

経費の補正は行わず、工事費を積算する。

3 変更（精算）時の積算

発注形式によらず現場閉所の実施状況に応じて経費の補正を行う。

発注者指定型において、4週8休以上が確保されなかった場合は減額変更となることに留意する。

(1) 現場閉所の確認等

書類の作成負担等にも考慮し、閉所実績が記載された工程表及び出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）について、受注者から提示を求め、工事打合簿により協議を受け、現場閉所の状況を確認する。

(2) 経費の補正

現場閉所の実施状況を確認後、各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。なお、4週6休に満たないもの及び受注者希望型で工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、経費の補正の対象としない。

山形市建設工事週休 2 日確保工事における工事成績評定の取扱いについて

1 方針

週休 2 日確保工事を実施した工事について、発注形式によらず現場の閉所状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

発注者指定型の形式で発注された工事で 4 週 8 休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても工事成績評定の減点を行わない。

受注者希望型の形式で発注された工事は、契約後の協議により週休 2 日に取り組むため、現場閉所状況が 4 週 6 休未満であっても工事成績評定の減点を行わない。

2 評価方法

(1) 監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況が 4 週 8 休以上の場合（次の 2 項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」
- ・「その他（週休 2 日制の確保を行っている。）」

② 現場の閉所状況が 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満の場合（次の 1 項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」

③ 現場の閉所状況が 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満の場合（次の 1 項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」

(2) 監督員の 5. 創意工夫 [働き方改革] において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況が 4 週 8 休以上の場合

- ・「週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。」

※ 週休 2 日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休 2 日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

② 現場の閉所状況が 4 週 8 休未満の場合は、評価しない。

(3) 総括監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況が 4 週 8 休以上の場合

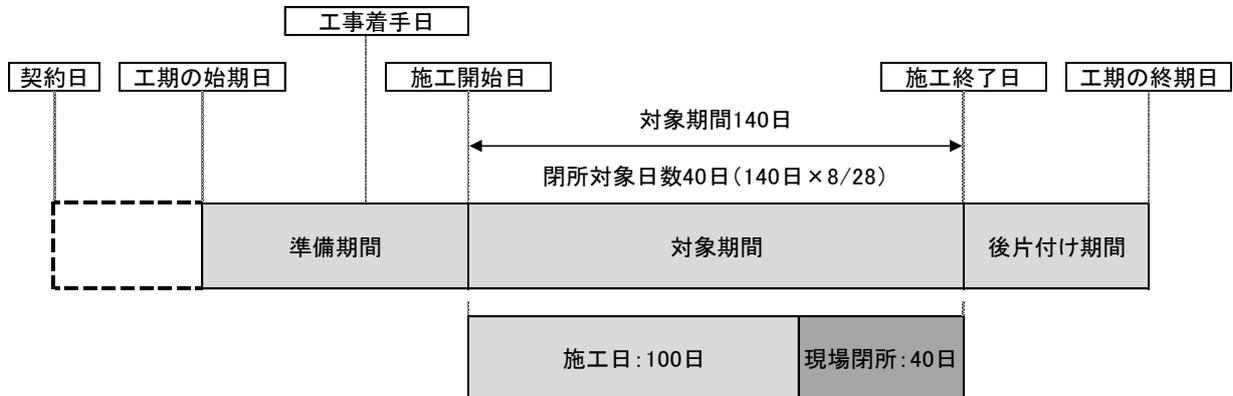
- ・「工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。」
- ・「現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）を行った。」

※ 週休 2 日の確保を行った場合は、2 項目両方を評価することとし、この「工程管理」の評価は、原則” a ” 評価（2 点）とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、” a ” 評価としないことができる。

② 現場の閉所状況が 4 週 8 休未満の場合は、評価しない。

山形市建設工事週休2日確保工事における工期の考え方について

1 週休2日を確保するイメージ



※上図では対象期間内の現場閉所日数が40日以上となれば「4週8休以上」

- (1) 発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。
- (2) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工期の始期日」から「施工開始日の前日」までをいう。
- (3) 「施工開始日」とは、本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）を着手する日をいう。
- (4) 「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (5) 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工期の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。
- (6) 後片付け期間とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。
- (7) 現場閉所予定日以外に、雨天等又は以下の理由により休工した場合は、現場閉所日としてカウントできる。
 - ・災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
 - ・異常気象等による安全パトロール
 - ・現場見学会等、現場を公開する場合など
 ※上記以外の理由の場合は、受発注者間の協議による。
- (8) 仮に1箇月単位で4週8休を実現しなくても、対象期間内で8日/28日以上を閉所していれば、週休2日として扱う。

2 設計変更のタイミング

受注者が週休2日確保工事を実施した場合は、現場閉所状況に応じて最終契約変更時に経費の補正を行うが、週休2日の実施状況を確認でき次第、設計変更できるものとする。